

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	下田 良秀（17）	<p>1. 富士市におけるサウンディング型市場調査の在り方について</p> <p>国土交通省総合政策局より公表されている地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（以下、「手引き」という。）によると、サウンディングの特徴は、「事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。また、事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業に対する民間事業者の理解の促進や参入意欲の向上を期待するものである。」とされている。</p> <p>地方公共団体の職員が自ら民間事業者とやり取りすることにより市場を肌感覚でつかむことができるという点でも有意義であり、またニーズの多様化する昨今では、市当局と事業者との課題や解決策のすり合わせにも有効な手法であると考えられる。</p> <p>手引きによると、サウンディングの個別の手続きと検討のポイントとして、①地方公共団体の基本方針及び解決すべき課題の明確化、②インセンティブの設定、③民間事業者の負担軽減、④検討に必要な情報提供、⑤民間事業者のノウハウの保護、⑥担当課の設定と庁内の連携体制、⑦公平性・透明性の確保の7点が挙げられている。</p> <p>この中でも、②インセンティブの設定では、「サウンディング等の官民対話における民間事業者側のインセンティブには、『事業の検討段階で情報提供を得られること』や『事業化の条件として民間事業者からの意見が採用され得ること』等の間接的な効果や、『優秀な提案を行った民間事業者は公募時に加点される』や『優秀な提案を行った民間事業者と随意契約を締結する』等の直接的な効果があり、先行事例においても種々のインセンティブが検討されている。インセンティブが大きいほど民間事業者の参画意欲は高まる一方で、インセンティブが小さい場合は参画意欲が小さくなり、サウンディングへの参加者が少なくなる懸念がある。サウンディングに際しては、公平性を確保しつつ、民間事業者に求める負担や事業化した際の収益性等の状況に応じて、適切なインセンティブを個別に検討することが望ましい。」とされている。</p> <p>だが、⑦公平性・透明性の確保では、「官民連携を推進するうえでは官民相互の十分な意思疎通が重要である。一方で、特定の民間事業者との関係性が強い場合には利害関係に疑念を抱かれる場合があり、結果として事業推進の障害となることが想定される。サウンディングの実施にあたっては、公平性・透明性に留意することが必要である。」との記載もある。やり方によっては、公平性・透明性のある入札が阻害されるおそれがあることに注意して進めなければならないところで</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	下田 良秀（17）	<p>ある。</p> <p>加えて、⑤民間事業者のノウハウの保護では、「民間事業者との対話の実施や提案を踏まえた検討結果の公表に際して、民間事業者の提案内容をそのまま公表した場合、提案者の事業計画や事業手法等が流出してしまい、民間事業者の参加意欲を低減させる可能性がある。また、サウンディングに参加した民間事業者の名称を公表した場合、事業に対する当該事業者の関心を公表することになることから、場合によっては他の事業者の関心低下につながるなど、その後の事業化手続きにおける競争性を阻害する要因となる懸念がある。このため、民間事業者からの提案内容や独自のノウハウに関しては、知的財産の観点等から情報の保護を行う必要がある。具体的には、結果の公開に際して提案者への確認を徹底する必要がある。一方で、提案を踏まえて民間事業者を公募する際には、提案によって得られた検討結果等をもとに、公募に際して民間事業者のノウハウを引き出せるような条件を設定することが必要である。」とされている。</p> <p>富士市でも多くのサウンディングがなされる中で、これまでの議員活動において、市民や関係者から、②インセンティブの設定、⑤民間事業者のノウハウの保護、⑦公平性・透明性の確保に関して適切に行われていないのではないかと声を受けた。市民や関係者からの誤解をなくすためにも、どのようなサウンディングが行われているか明らかにするため、以下質問する。</p> <p>(1) 手引きによると、「サウンディングの実施に際して各事業で個別に実施要領等を作成・公表し、その要領等に基づいて手続きを進めることが一般的である。」とされているが、富士市ではどのように作成がなされているか。</p> <p>(2) サウンディングを実施するに当たり、富士市ではどのようなインセンティブの設定を行っているか。</p> <p>(3) 民間事業者のノウハウを適切に保護するためにどのような対策をしているか。保護できず事業者の利益を損なうことになった場合には、どのように対応するのか。</p> <p>(4) 公平性・透明性の確保に関して、インセンティブの設定についてのバランスが問われるが、どのような対策をしているのか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
11	高橋 正典（21）	<p>1. オストメイトへの配慮について</p> <p>オストメイトになる方は、大腸がん、潰瘍性大腸炎、子宮内膜症、クローン病あるいは交通事故などの要因が挙げられる。</p> <p>また、2021年までのデータでは、オストメイトが全国で22万5000人に達し、過去10年間で3万6000人増加している。県別のオストメイトの増加率を見ると、本県では過去10年間に768人増加し、124.8%となっている。年齢別では、60代から増加が始まり22%を占め、70代が35%、80代が23%となっており、60歳以上の方が80%を占めている。</p> <p>こうした状況下、新聞報道によると県内の温浴施設やプールにおいて利用を拒否されたという事例が顕在化しており、オストメイトへの配慮が必要との思いから、以下質問する。</p> <p>(1) 本市におけるオストメイト、ウロメイトなどで障害者手帳を所持する方は何人になるか伺う。</p> <p>(2) 本市のふじかぐやの湯及び東部市民プラザなどの温浴施設において、入浴着を着用しての入浴は可能か伺う。</p> <p>(3) 砂山公園プールでは、入浴着等を着用しての利用は可能か伺う。</p> <p>2. 中学校の部活動の地域連携、地域移行について</p> <p>国のガイドラインに沿って、県から休日の部活動について、教員の負担軽減を図ることから地域移行を推進していくとする方針が示された。</p> <p>本市においても、昨年度から富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会を開催し、議論の末に、自分のやりたいスポーツ競技や文化活動に取り組む、休日に部活動指導を望まない教員の負担を軽減する、地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげるなどを柱にして、本年度は、市内に幾つか拠点を設け、生徒がやりたい活動ができる環境を整えるということである。</p> <p>この中学校の部活動の地域連携、あるいは地域移行について、以下質問する。</p> <p>(1) 本計画は、どのようなスケジュールになっているか伺う。</p> <p>(2) 中学校の体育の授業で武道が必修化されたと認識しているが、現在どのようになっているか伺う。</p> <p>(3) 中学校の部活動の地域連携、地域移行について、生徒や保護者に対してどのように周知しているか伺う。</p> <p>(4) 本市では、中学校の部活動の地域連携、地域移行において、ハンドボールがモデル事業の1つに選ばれたが、その経緯について伺う。</p>	市長 教育長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
1 2	小野 泰正（6）	<p>1. 富士市の農地利用の姿を明確化する地域計画について 令和6年の一番茶の買取り価格も1キログラム当たり1000円台で底値は500円台であったとの報道が記憶に新しく、価格低迷をはじめ後継者不足等、近年の茶農業をはじめとした富士市の農業を取り巻く環境が厳しいと感じます。一方で、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、農地中間管理機構の役割が強化され、地域に即した農地利用の集約化や生産効率の向上を図ることができるようになりました。そこで以下質問いたします。</p> <p>(1) 現在、富士市ではどのように農業経営基盤の強化に取り組んでいますか。</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法の改正により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は、総合的な計画を市町村が定めるものとされているが、富士市はどのように基本構想を定め、地域計画を考えていますか。</p> <p>(3) お茶においても、需要と供給のバランスが崩れたことが、価格低迷をもたらしています。地域計画をつくる上でも、消費の実態、市場の動き、生産状態の把握をした上で地域計画の策定や改定を行っていくべきと考えるが、富士市は現在どのような状況で、どのような仕組みをつくっていかうと考えていますか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	小池 義治（15）	<p>1. キッチンカー等が出店できるように公園や庁舎敷地などの市有地を貸し出してはどうか</p> <p>人が集まっている場所に向いて販売できるキッチンカー等（車で運べるテントやタープでの移動販売も含む）が、エキタテラスや軽トラ市、ふじさんめっせや田子の浦港での市主催イベント、民間が手がける中央公園や神社などでのイベントに数多く出店し、市民を楽しませている。将来的に実店舗での飲食店開業を目指す人が、夢への第一歩として、初期投資が安くランニングコストが低いキッチンカー等を始めるケースも多く、Beパレットふじにおいても昨年3月に「キッチンカーで広がる可能性」というセミナーを開催するなど支援を行っている。キッチンカー等への場所提供は、本市のにぎわい創出や商業振興につながると考える。</p> <p>そこで、以下、質問する。</p> <p>(1) 中央公園、米の宮公園、広見公園、富士西公園などの市有の公園で、キッチンカー等が決まった曜日・時間などに常設的に出店できるよう、場所を貸し出してはどうか。</p> <p>(2) キッチンカーオーナーの中には、平日の出店場所を求めている人もいる。平日のランチタイムに市庁舎の敷地の一部をキッチンカー等に貸し出し、来庁する市民や市庁舎に勤務する市職員が利用できるようにしてはどうか。</p> <p>2. 友好都市や災害時相互応援協定を全国に広げてはどうか</p> <p>本市が国内で友好都市提携を結んでいるのは岩手県雫石町（人口1万4000人余）が唯一であり、富士市地域防災計画（令和5年2月版）によると、本市が隣接地域を除き広域で結んでいる相互応援協定は次の3つである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県茅ヶ崎市、千葉県市川市、茨城県ひたちなか市の県外3市との災害時の相互応援協定 ・全国施行時特例市市長会を構成する全国19市の間での災害時の相互応援協定 ・雫石町との2市町間の災害時の相互応援協定 <p>能登半島地震においては、国や県を介さない都市間連携の重要性を認識したが、本市の友好都市等は、近隣の静岡市や富士宮市と比しても少なく感じる（※1）。災害時のみならず、平時においても都市間の連携を深めることは、産業や観光、職員の人事交流などで様々なメリットを生み出す可能性がある。</p> <p>南海トラフ大震災や富士山噴火において同時に被災する確率の低い、北海道や東北、本州の内陸・日本海側・瀬戸内海沿岸、九州などの自治体との多様かつ持続可能な友好都市提携や、災害時相互応援協定が必要と考え、以下質問する。</p> <p>(1) かつて存在していた全国施行時特例市市長会は令和元年度をもって解散しており、富士市長は、中核市市長会に候補市として参加している。国は地方公共団体の区分を、中核市の人口要件を20万人に下げて特例市等の参加を促すこ</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	小池 義治（15）	<p>とで、指定都市・中核市・一般市の3区分とする方向へ既に進んでおり、施行時特例市はその経過措置と考えられる（※2）。施行時特例市災害連携協定について、特例市と冠した枠組みである限り、構成市が中核市への移行等で減ることはあっても増えることはなく、中核市移行要件など今後の国の制度変更により左右され得る不安定な枠組みに思える。現構成市を基にしつつ、（仮称）中規模都市・災害連携協定などに名称を変えた上で、人口15万人から30万人程度であれば、中核市・施行時特例市・一般市の区別なく所属でき、数十年先まで永い関係を築けるような、相互応援協定の結成を呼びかけてはどうか。</p> <p>(2) 本市はトイレトレーラーを全国で最初に導入し、後続の自治体とのネットワークを築いているほか、工場夜景サミット（全国工場夜景都市協議会）、ばらサミット（ばら制定都市会議）を開催、今年3月には製紙産業イノベーション創出シンポジウムを四国中央市と共催するなど、様々な縁を結んでいる。また、富士商工会議所と太田商工会議所（群馬県）が災害時の相互応援協定を結ぶなど、民間主導での連携事例もある。今後は、そうした自治体との縁を一步進め、友好都市提携等に向けて積極的な働きかけを行ってはどうか。</p> <p>※1 静岡市は、室蘭市・上越市と姉妹都市、佐久市と友好都市を締結しているほか、川崎市、金沢市、尼崎市、平塚市、神戸市とそれぞれ災害連携都市協定、さらに札幌市などとの21大都市連携などの協定を結んでいる。富士宮市は、近江八幡市と夫婦都市、小浜市と食のまちづくり交流宣言都市、帯広市などとフードバレー交流都市を結んでいるほか、秦野市、日野市、箕面市、小山市、西宮市、諏訪市などの市町と災害連携都市協定を結んでいる。</p> <p>※2 特例市は、平成12年に本市を含む人口20万人以上の都市が指定されたが、平成26年の地方自治法改正により制度自体が廃止。かつて特例市に指定されていた自治体のうち27市は中核市に移行、清水市は静岡市と合併して消滅、平成26年時点の特例市で、現在までに中核市に移行していない23自治体が施行時特例市と呼ばれている。令和2年に水戸市と吹田市が、令和3年に松本市と一宮市が中核市に移行するなど、施行時特例市は減少を続けている。</p> <p>3. 無料または安価に使える公共財を増やすことが、豊かな社会の実現につながると考える</p> <p>「真に豊かな社会とは？」という問いを改めて投げかけてみたい。</p> <p>きれいな空気、安全な水、緑豊かな公園、学校、道路、図書館、文化やスポーツ活動の場など、人が豊かに生きるため</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	小池 義治（15）	<p>に必要なものが潤沢にあり、誰でも使えることが第一の条件であると考えます。</p> <p>しかし、資本主義の論理が拡大する中で、今まで無料または安価で使えた公共財が「商品」となり、使用料が徴収され、行き着く先が「お金がないと何もできない社会」になってしまふとしたら、それは社会全体として貧しい方向に進んでいるのではないだろうか。</p> <p>昨今は、砂山公園プール（富士マリプール）へのコンセッション導入、まちづくりセンターの有料化、放課後児童クラブの一括運営業務委託、ウォーターPPPなどが議論されてきたが、行政の効率化、民間活力の導入、受益者負担の公平性の名の下に、目指すべき社会の理想を見失っていないか危惧する。</p> <p>令和4年3月策定の第4次行政経営プランにおいては、次のような記載がある。</p> <p>「民間が主体となってもサービス水準が確保され、より効率的かつ効果的なサービスの提供が期待できる公共サービスについては、民営化の検討を行った上で、民営化を推進します。」「現在無料としている各種行政サービス等については、市民相互の負担の公平性を図るために受益者負担を見直すことなどにより、収入確保に努めます。」</p> <p>しかし、現在よりも高いレベルでの民営化を進めることや、受益者負担を拡大することは、社会の豊かさに逆行するように感じる。ヨーロッパの自治体の中には、水道事業などを過度に民営化して料金が高騰したことの反省から、再公営化する動きもある。</p> <p>そこで、以下、質問する。</p> <p>(1) 公共空間は誰もが使えるべきと考える。令和10年を目途に建設が進められる富士駅北口駅前公益施設について、その運営を民間事業者に委託する方針が示されているが、無料スペースの有無、また料金設定について、どのようなポリシー（基本的な考え方）でいるか。</p> <p>(2) 受益者負担について、例えばロゼシアターや中央公園の駐車場は無料であるが、徒歩数分の距離にある中央病院の駐車場は有料である。行政経営プランに記載のある負担の公平性を突き詰めていくと有料化すべきとの議論にもなり得るが、市民は行政サービスの原資となる税金を払っており、むしろできる限りの無料化こそ目指すべき方向性ではないか。今後の受益者負担の見直しについて、どのような方針でいるか。</p> <p>(3) 民間委託や指定管理者制度、PFIの導入は、この10年から20年の間に十分に進み、今以上の民営化・民間委託の拡大は、立ち止まるべき時期に来ていると感じる。令和2年に富士市産業支援センター f-Bizにおいて不正が発覚したが、その原因の一つは、民間委託業者を過度に信頼し</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
13	小池 義治（15）	任せ過ぎたことにあり、民営化・民間委託は、行政の管理・監督機能の範囲に収まるよう注意すべきと考える。本市の行政経営プランに示される民営化・民間活力導入について、今後どういったケースを想定し、進めていくか。	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	佐藤 菊乃（5）	<p>1. こども自身からSOSを発信できるツールづくりについて 令和5年4月1日施行のこども基本法で、国のこども大綱を勘案して市町村ごとにこども計画を作成するよう努力義務が課せられたことにより、本市においても、次年度施行のこども総合計画を本年度中に策定する予定である。この計画を策定するに当たり、数あるこどもに関する現在の課題の中から、以下確認する。</p> <p>こどもの権利条例、こども基本法により、こどもたちには知る権利、表現する権利がある。情報過多の現在では、正しい情報を知る権利を保証し、自ら考え、自ら発信できるような環境をつくるべきである。</p> <p>本年4月にこども家庭課により発行され、中学3年生を対象に配付予定の冊子、子どもの未来応援ガイドブックの内容は、こどもたちに起き得る困り事について広く詳しく掲載され、大変充実した仕上がりとなっている。</p> <p>この冊子をもとに、困り事の場面からスタートするフローチャートを作成し、こどもたちに配布されているGIGAタブレット内でこども自身が自由に閲覧したり、検索したりして、困り事を自分事として捉えられるような仕組みをつくれなにか。</p> <p>2. 年度を通しての保育の場の確保について 少子化対策プランを考える材料として、直近10年間における待機児童及び保育保留児童の推移について統計を出してみると、これまで毎年、年度の後半に待機児童数及び保育保留児童数の増加を繰り返している結果は、一目瞭然である。</p> <p>待機児童とは、市内のどこの園でも構わないので入園を希望し、入園がかなうまで待機する児童を指し、保留児童は、市内どこでもとはいえず、ある一定の範囲内での入園の希望があり、希望する園への入園がかなうまで待機する児童のことである。</p> <p>保育園落ちた日本死ね、で話題になったのは待機児童の件であるが、保留児童については、特に公表もされていないため、あまり知られていない数値である。</p> <p>少子化対策として、保育サービスの充実は欠かせないファクターであると考えているため、以下について伺う。</p> <p>(1) 4月1日現在の待機児童数だけを注視するのではなく、年度後半の待機児童数と保留児童数について、当局は毎年認識をしているか。またその情報は、保育幼稚園課内だけでなく、市長が把握し、かつ、こども施策を有識者・民間と共に考えるこども子育て会議にて共有しているか。</p> <p>(2) ここ10年繰り返されている状況は、放置しておいていい案件であるとは到底思えないが、何らかの策を練っているか。</p> <p>(3) 未来のこどもをいかに増やすかを考えるとき、今、まさに保育を必要としている保護者に、希望どおりの保育を提</p>	市長 教育長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	佐藤 菊乃（5）	<p>供することが全ての基本だと考える。</p> <p>女性が妊娠、出産を経ても、予定どおりのキャリア復帰と収入が保証されることは、産休育休の取得促進につながることに加え、男性の育休は予定どおりに復帰するけれども、女性は直前まで復帰時期が分からないといった男女間の格差も解消され得る。</p> <p>産業界・中小企業にとっても、保育園入園問題は、採用活動を左右する重大な問題であり、年度を通しての保育の場の確保は産業支援の基盤と考えるがいかがか。</p>	市長 教育長 及び 担当部長